別紙１ －１

■双葉町新産業創出等推進事業促進区域図

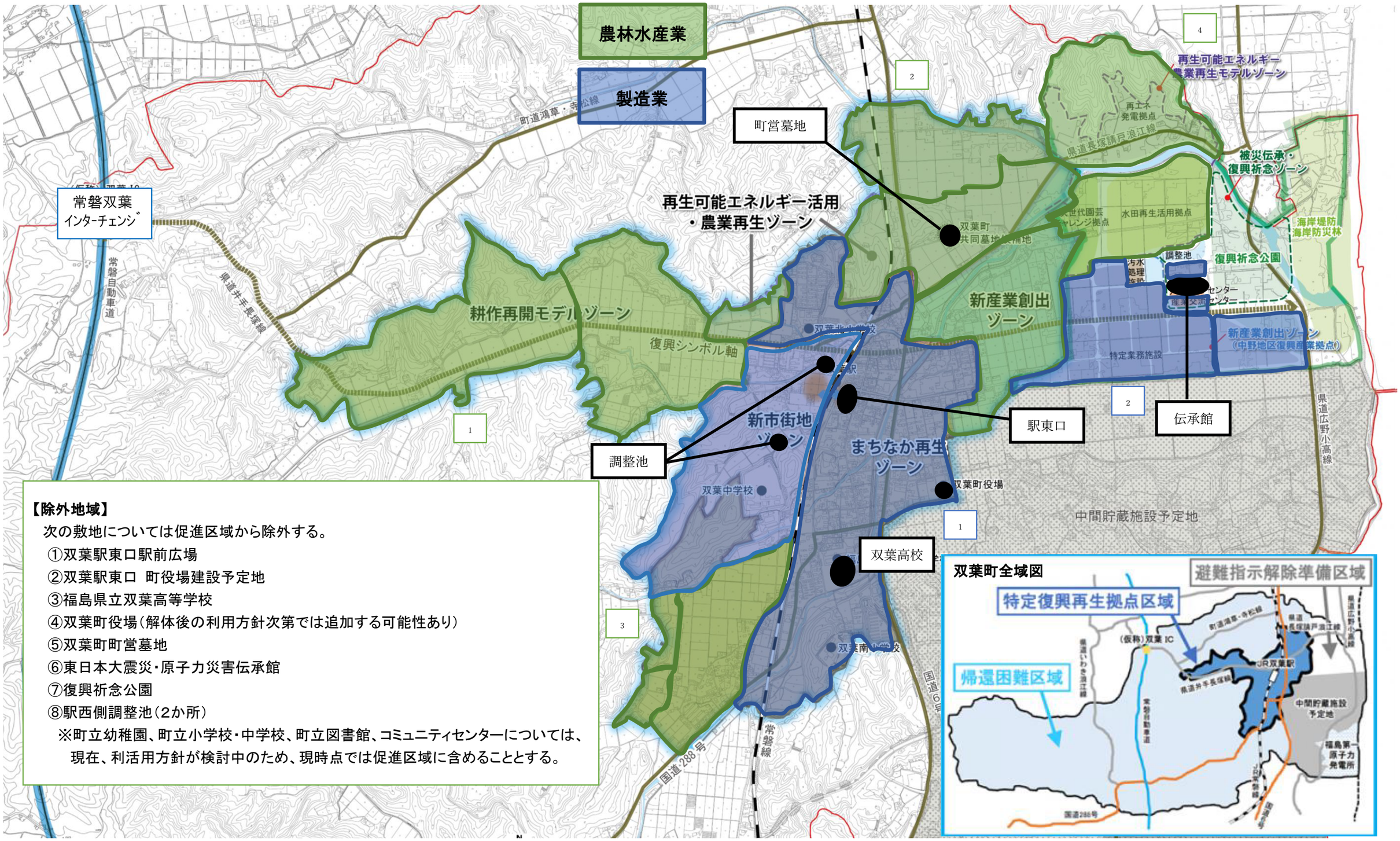

【除外地域】

次の敷地については促進区域から除外する。

①双葉駅東口駅前広場
②双葉駅東口　町役場建設予定地
③福島県立双葉高等学校
④双葉町役場（解体後の利用方針次第では追加する可能性あり）
⑤双葉町町営墓地
⑥東日本大震災・原子力災害伝承館
⑦復興祈念公園
⑧駅西側調整池（2か所）

※町立幼稚園、町立小学校・中学校、町立図書館、コミュニティセンターについては、現在、利活用方針が検討中のため、現時点では促進区域に含めることとする。